

令和7年

第 12 回 三戸町農業委員会総会議事録

令和7年12月10日(水) 開催
於 三戸町役場4階大会議室

三戸町農業委員会

1. 開催日時 令和7年12月10日(水) 午後4時0分 から 午後4時30分

2. 開催場所 三戸町役場4階大会議室

3. 出席委員 12名

会長	14番	梅田 晃
会長職務代理者	13番	神谷 陽一
委員	2番	山下 勝弘
委員	3番	中澤 隆浩
委員	4番	千澤 正知
委員	6番	馬場 富士夫
委員	7番	一ノ渡 重義
委員	8番	照井 秀美
委員	9番	佐々木 俊一
委員	10番	上野 敏昭
委員	11番	老久保 修
委員	12番	坂本 厚子
委員		番

4. 欠席委員 2名

委員	1番	井畑 育子
委員	5番	武士沢 隆悦
委員		番
委員		番

5. 現地調査報告者 6名

推進委員	15	工藤 哲子
推進委員	16	蛇沼 弘子
推進委員	17	水梨 敏晴
推進委員	24	釜澤 成美
推進委員	25	遠藤 剛弘
推進委員	26	佐々木 善伸

6. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	報告第3号 農地の賃借料情報について
第4	議案第33号 令和8年農作業標準賃金について
第5	議案第34号 非農地証明交付申請の承認について
第6	議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
第7	議案第36号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第8	議案第37号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	貝守 世光
次長	松澤 俊彰
主幹	戸川 拓耶
会計年度任用職員	山下 加津代

8. 議事録署名委員

委員	9番	佐々木 俊一
委員	10番	上野 敏昭

9. 会議の概要

議長
(梅田会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員会憲章を唱和いたします。
4番千澤委員から願います。

【全員で農業委員会憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和7年第12回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
9番佐々木委員、10番上野委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。

議長

日程第3 報告第3号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【報告第3号を議案書をもとに朗読】

次長

報告第3号について補足説明いたします。

本件は、農地法第52条に基づき、地域における賃借料の目安となるよう、実勢の賃借料情報を提供するものです。

賃借料情報の元となるのは、農地法第3条の許可申請書及び農用地利用集積等促進計画等で示された金額となっておりますが、あくまでも参考として情報提供するものであります。

議長

只今の報告について、質問のある方は挙手願います。

議長

ないようですので、報告第3号については終了します。

議長

日程第4 議案33号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第33号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第33号について補足説明いたします。

農作業標準賃金につきましては、毎年、三戸町、田子町、南部町の農業委員会事務局で協議しており、今年は、11月中旬に会議を行ったところでございます。

令和8年の標準賃金につきましては、基本的に、令和7年11月21日に青森県最低賃金が76円引き上げられ、時間給が1,029円となったことから、この額を基に調整し、今回の上程案となったものです。

作業賃金につきましては、最低賃金を基に計算したところ、600円あたり8,300円、割増料が90円あたり1,290円となっています。

農業機械につきましては、耕起、代かき、田植え機、コンバイン(紐代別)、畑作作業全般(耕起)は労賃・その他諸経費を勘案し前年からそれぞれ500円値上げとし、乾燥機(生脱穀)は前年と同額とすることとしております。

議長

それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

13番神谷委員

コンバインは実際には18,000円とか19,000円となっている。次回は現実に沿った金額にして欲しい。

事務局

次回参考にしたいと思います。
ちなみに、今回提示の金額は東北の平均額16,400円に近づけるように設定したもので、また、近隣市町村の金額も参考にしています。

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第33号を採決いたします。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

議長

日程第5 議案34号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第34号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第34号について補足説明いたします。

番号8は、昭和62年に行われた近隣地区の開発に伴う用地買収後の残地で、作業道等の条件が悪く、耕作がままならないことからその後山林化したもので、現状の地目に是正したいと申請があったものです。

議長

農地法の非農地証明に係る現地調査について水梨推進委員から報告をお願いします。

水梨
推進委員

現地調査について報告いたします。

11月26日、午後2時30分から、私と工藤推進委員、蛇沼推進委員及び事務局職員とで、現地調査を行いました。

番号8は周囲の山林と一体となっている場所で、近隣農地への影響はなく、非農地とすることに問題無いものと見て参りました。

以上、報告いたします。

議長	ご苦労さまでした。 それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。 【無しの声多数】
議長	質疑を終結いたします。 これより議案第34号を採決いたします。 本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしと認め、本案は原案のとおり承認いたします。
議長	日程第6 議案第35号を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局主幹	【議案第35号を議案書をもとに朗読】
次長	議案第35号について補足説明いたします。 番号12は譲渡人が農地の管理が出来ないため、処分を考えて居たところ、譲受人が引き受けに応じたものです。
議長	農地法第3条の許可申請に係る現地調査について、蛇沼推進委員から報告をお願いします。
蛇沼 推進委員	現地調査について報告いたします。 11月26日、午後2時30分から、私と工藤推進委員、水梨推進委員及び事務局職員とで、現地調査を行いました。 番号12の農地は隣接農地との畔や段差があり、境界もはっきりしているため、問題は無いものと見て参りました。 以上、報告いたします。
議長	ご苦労さまでした。 それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。 【無しの声多数】
議長	質疑を終結いたします。 これより議案第35号を採決いたします。 本案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしと認め、本案は原案のとおり許可いたします。
議長	日程第7 議案第36号を議題とします。 事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第36号を議案書をもとに朗読】

次長

議案第36号について補足説明いたします。

番号5は、金洗沢公園入口の道路向かいにある土地で、自宅を建設するための転用申請です。

周囲は北側・西側は道路、南側・東側は宅地となっております。周囲との境界は杭があり問題無い場所となっております。

立地基準としては、都市計画法の用途地域内農地になるため第3種農地に区分され、原則許可可能な農地となります。

一般基準では、資金面、取得面積、周辺への悪影響等も無いと考えられるため許可相当であると判断されたものです。

議長

農地法第5条の許可申請に係る現地調査について、釜澤推進委員から報告をお願いします。

釜澤
推進委員

現地調査について報告致します。

11月27日午後3時から、私と遠藤推進委員、佐々木推進委員及び事務局職員とで、現地調査を行いました。

番号5ですが、場所は、金洗沢公園入口付近にある土地です。

譲り受け人は自宅を建設するための転用として申請したものです。

申請地は境界杭により境界は明確であり、また周囲は農地に囲まれていないため、農地に影響を及ぼす心配がないことから、農地転用はやむを得ないとみてまいりました。

以上、報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第36号を採決いたします。
本案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしと認め、本案は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長

日程第8 議案37号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主幹

【議案第37号を議案書をもとに朗読】

次長	議案第37号について補足説明いたします。 本案は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について審議いただくものです。 番号50から51は、貸し渡し人が農地を管理できなくなったため、農地を中間管理機構へ登録していたものを、借り受け人が借り受けたいと申し出たものです。 番号52はこれまで契約していた農地について以前の耕作者が耕作出来なくなったところ、現在の受け手が引き継いで使用貸借するものです。
議長	それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。 【無しの声多数】
議長	質疑を終結いたします。 これより議案第37号を採決いたします。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。
議長	これをもちまして、令和7年第12回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。 終礼を行います。 ご起立願います。 「礼」

終了 午後4時30分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

令和7年12月10日(水)

議長 会長	14 番	梅田 晃
会議録署名者 委員	9 番	佐々木 俊一
会議録署名者 委員	10 番	上野 敏昭